

横浜市乳幼児一時預かり事業 利用料減免・減額制度について

乳幼児一時預かり事業では、生活保護世帯、市民税県民税非課税世帯および、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）などの利用料が減免・減額になる制度があります。

減免・減額を受ける場合は、証明書類（生活保護受給証明書、市民税・県民税非課税証明書、福祉医療証など）を施設に提出してください。

※里帰り出産、海外からの一時的な帰国などの場合は、対象外です。

【減免・減額を受けることができる児童と減免率】

1. 生活保護世帯・・・全額減免
2. 市民税非課税世帯・・・全額減免
3. ひとり親世帯・・・全額減免
4. 市民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯（年収360万未満相当世帯）・・・2/3減免

【手続き方法】

施設を利用するときに、それぞれ該当する証明書類の写しを施設へ提出してください。
(手続きの詳細は、利用前に施設にお問い合わせください)

※減免の種類によって、提出書類（必要書類の有効期間）および更新月が異なります。

【留意事項、その他】

減免・減額を受けるためにご提出いただいた書類や情報は、施設を通じて横浜市に提出されます。提出された書類や情報は、個人情報保護法および条例の規定に基づき適正に管理し、本事業の目的以外においては使用されません。

※何かご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。(045-312-9202)